

令和5年度 省庁別財務書類の概要

復興庁

〔 留意事項 〕

○ 「省庁別財務書類」について

- ・ 本資料の「省庁別財務書類」は、東日本大震災復興特別会計（以下、「復興特会」という。）のうち、復興庁において予算執行した結果を記載しております。

○ 資料中の計数について

- ・ 文中における計数は、原則として単位未満を切り捨てしているため、合計額が一致しないことがあります。
- ・ 単位未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示しております。

復興庁の任務と組織等の概要

○復興庁の任務

復興庁は、一刻も早い東日本大震災からの復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果敢に復興事業を実施するための組織として、平成24年2月10日に、内閣に設置された組織です。

復興庁は、(1)復興に関する国の施策の企画、調整及び実施、(2)地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担います。

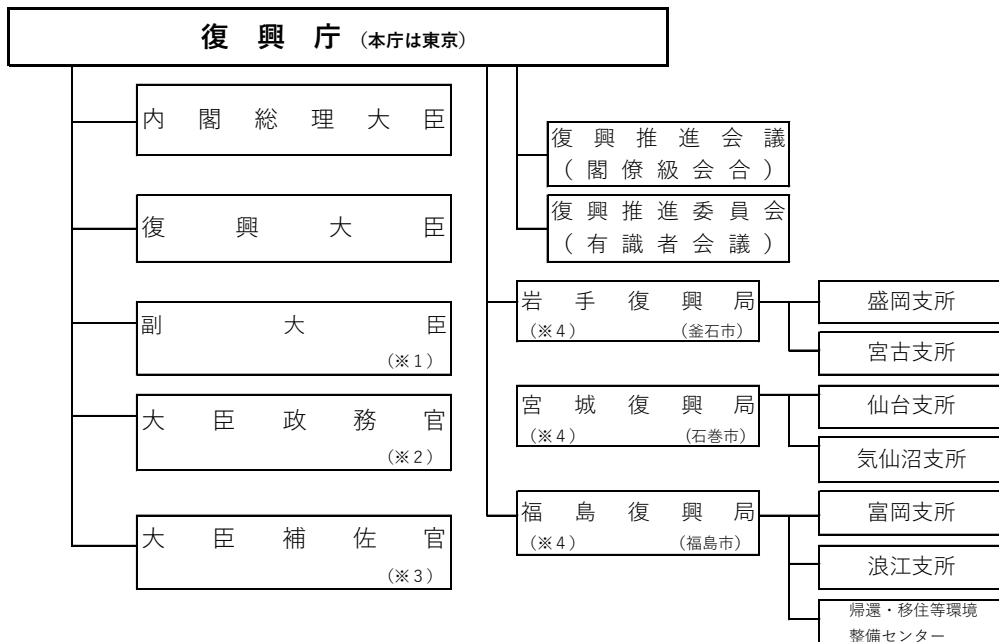
(復興庁設置法第3条)

第三条 復興庁は、次に掲げることを任務とする。

- 一 東日本大震災復興基本法(平成二十三年法律第七十六号)第二条の基本理念にのっとり、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること。
- 二 東日本大震災復興基本法第二条の基本理念にのっとり、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。

○組織等

(1) 組織図(令和5年度末現在)



※ 1復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

※ 2復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。

※ 3復興庁に特に必要がある場合においては、大臣補佐官を1人置くことができる。

※ 4副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。

(2) 定員(令和5年度予算定員)

令和5年度末の予算定員は221名です。

省庁別財務書類とは

省庁別財務書類は、復興特会のうち、復興庁で予算執行した結果について、資産や負債などのストックの状況、当該年度の費用や財源などのフローの状況といった財務状況を一覽でわかりやすく開示する観点から、企業会計の考え方及び手法（発生主義、複式簿記）を参考として、平成23年度決算分より作成・公表しているものです。

また、参考として、復興庁の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結した省庁別連結財務書類も作成・公表しています。

～令和5年度省庁別財務書類（復興庁）の概要～

ここでは、「貸借対照表」と「業務費用計算書」を中心に説明しておりますが、省庁別財務書類においては、このほか、資産・負債差額の増減を要因別に表している「資産・負債差額計算書」、財政資金の流れを決算を組み替えて区分別に明らかにしている「区分別収支計算書」、さらに各計算書の附属明細書も作成しております。詳細については、別途公表している「省庁別財務書類」をご参照ください。

1. ストックの状況（貸借対照表）

（単位：億円）

	前年度末	5年度末		前年度末	5年度末
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	2,195	1,573	未払金	6	3
その他の債権等	16	17	賞与引当金	1	1
有形固定資産	0	3	退職給付引当金	18	19
国有財産（公共用財産を除く）	-	2	その他の債務等	-	0
物品	0	0	負債合計	27	25
出資金	-	1	<資産・負債差額の部>		
その他	3	0	資産・負債差額	2,188	1,569
資産合計	2,216	1,594	負債及び資産・負債差額合計	2,216	1,594

(1) 資産1,594億円(対前年度末比▲621億円)

主な資産の内容

5年度末の資産合計額は1,594億円であり、「現金・預金」がほぼすべてを占めています。

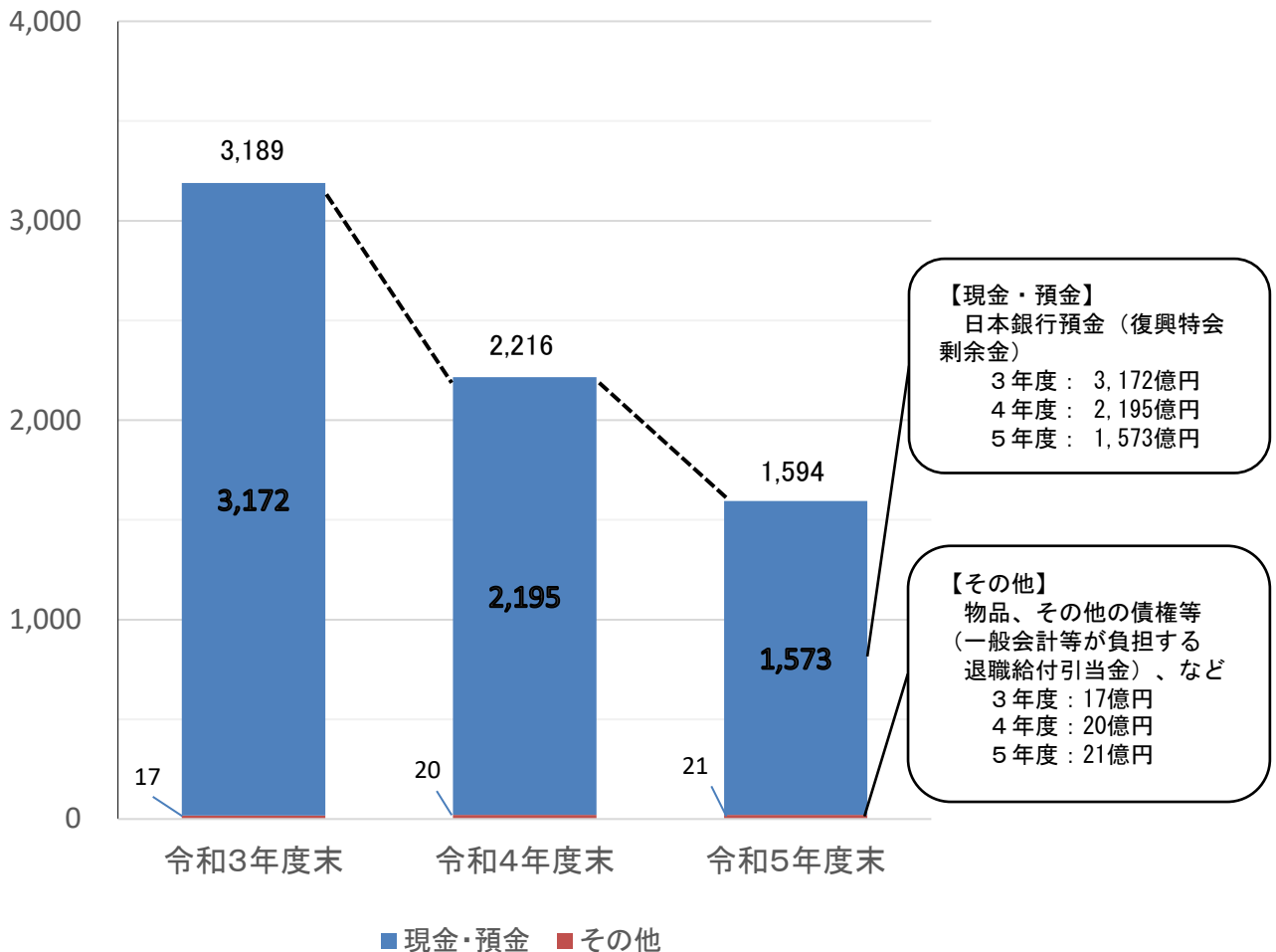
(主な項目)

◆現金・預金 1,573億円(対前年度末比▲622億円)

・翌年度へ繰り越しが生じたこと等による復興特会の剰余金であり、前年度末に比べ622億円減少となりました。

(注) 復興特会の計算整理は復興大臣が行うことから、復興特会の剰余金は、復興庁において全額計上しています。

(億円)



(2) 負債25億円(対前年度末比▲2億円)

主な負債の内容

5年度末の負債合計額は25億円であり、「未払金」と「退職給付引当金」を合わせて全体の約9割を占めています。

(主な項目)

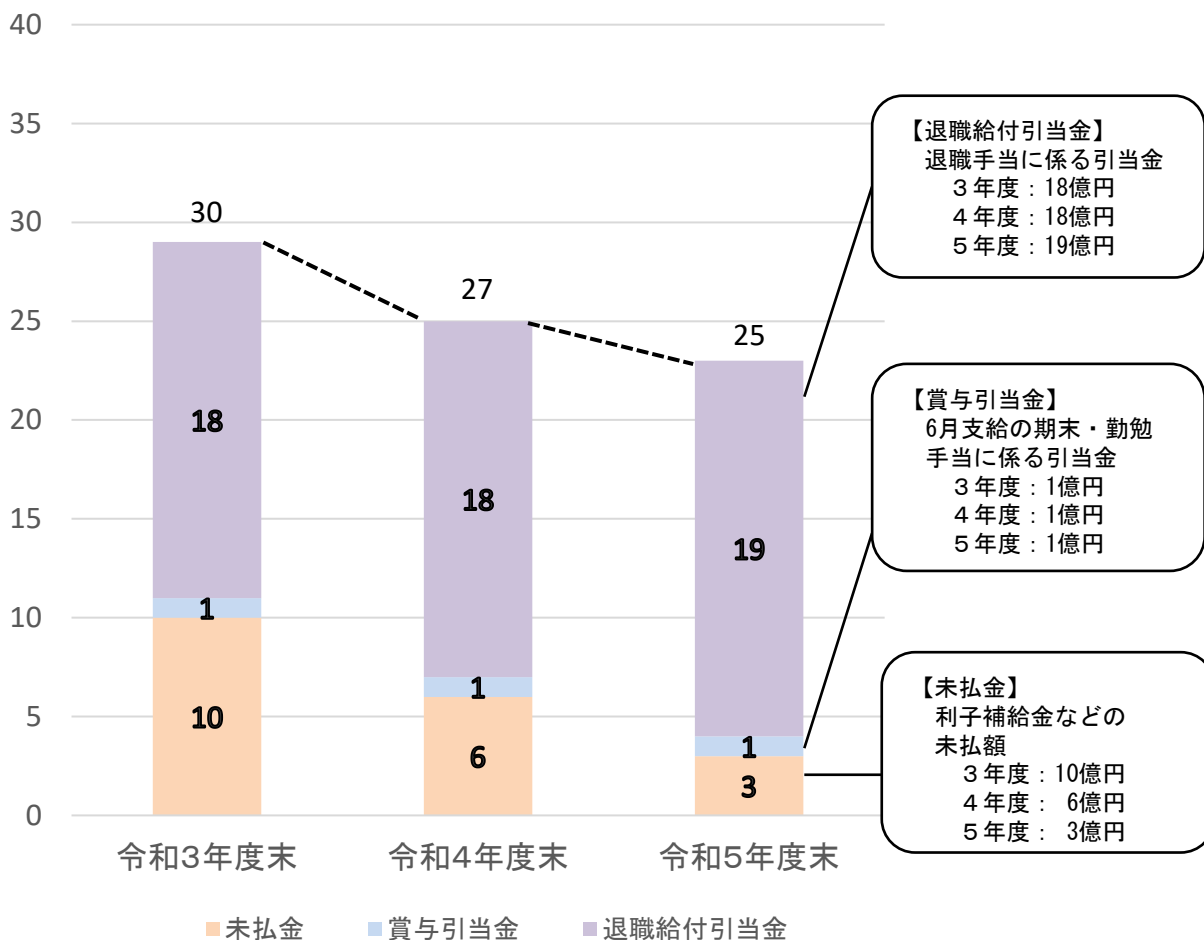
◆未払金 3億円(対前年度末比▲3億円)

・ 利子補給金に係る未払金の減少等により、前年度末に比べ3億円減少となりました。

◆退職給付引当金 19億円(対前年度末比+0億円)

・ 退職手当に係る引当金について、定員変動等により、前年度末に比べ0億円増加となりました。

(億円)



2. フローの状況(業務費用計算書)

(単位:億円)

	前年度末	5年度末
人件費等	23	23
補助金等	65	84
委託費等	54	45
庁費等	35	36
その他	1	1
合計	180	192

・費用 192億円(対前年度比+12億円)

主な業務費用の内容

5年度の業務費用合計額は192億円であり、「補助金等」と「委託費等」を合わせて全体の約7割を占めています。

(主な項目)

◆補助金等・委託費等 130億円(対前年度比+10億円)

- ・新産業創出等研究開発推進事業費補助金の新設等により、前年度に比べ10億円増加となりました。

(億円)

250

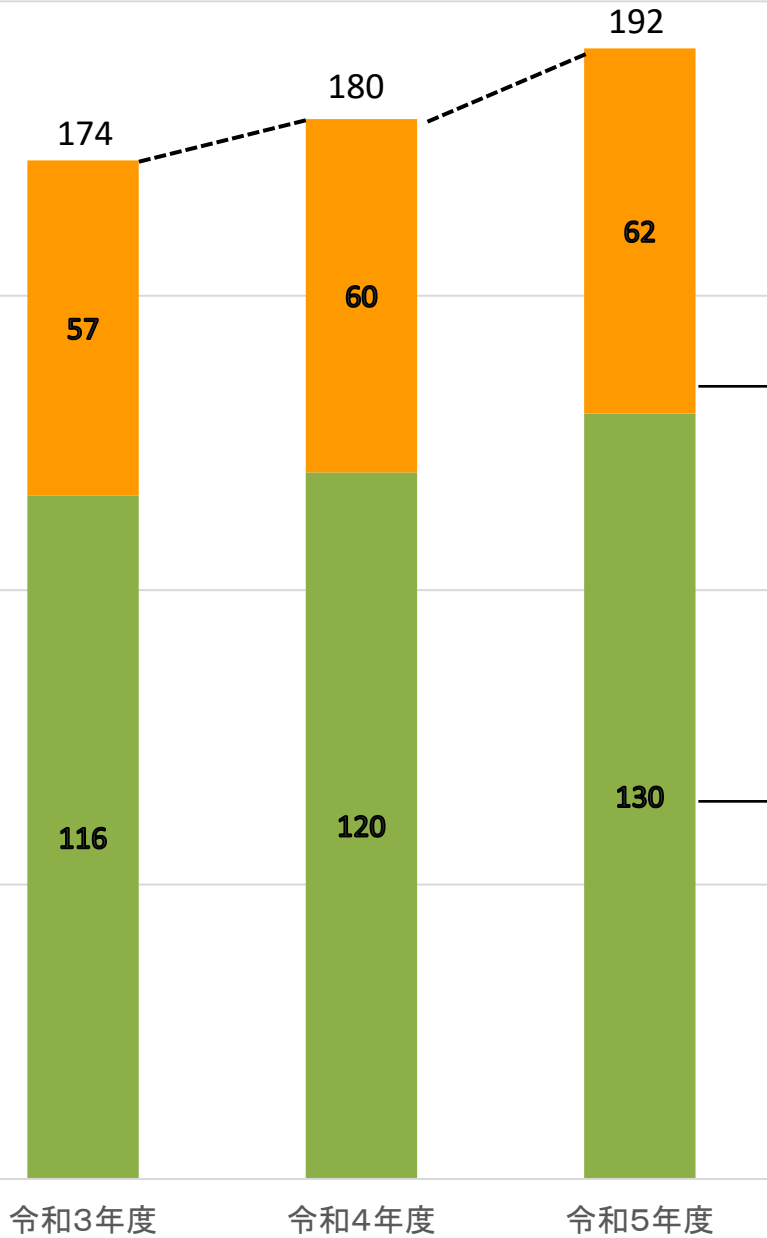
200

150

100

50

0



【その他】

庁費、人件費など
3年度：57億円
4年度：60億円
5年度：62億円

【補助金等・委託費等】
被災者支援総合交付金、
福島再生加速化交付金、
福島生活環境整備・帰還
再生加速事業委託費など

3年度：116億円
4年度：120億円
5年度：130億円

■ 補助金等・委託費等

■ その他

(参考) 省庁別連結財務書類について

省庁別財務書類に復興庁の業務と関連する事務・事業を行っている法人の財務諸表を連結した省庁別連結財務書類を参考情報として令和5年度決算分より作成しています。

1. ストックの状況(連結貸借対照表)

(単位：億円)

	前年度末	5年度末		前年度末	5年度末
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	2,195	1,625	未払金	6	12
その他の債権等	16	17	賞与引当金	1	2
有形固定資産	0	5	退職給付引当金	18	19
国有財産等（公共用 財産を除く）	-	3	その他の債務等	-	0
物品等	0	2	負債合計	27	34
その他	3	2	<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	2,188	1,616
資産合計	2,216	1,651	負債及び資産・ 負債差額合計	2,216	1,651

(1) 資産1,651億円(対前年度末比▲564億円)

主な資産の内容

5年度末の資産合計額は1,651億円であり、「現金・預金」がほぼすべてを占めています。

(主な項目)

◆現金・預金 1,625億円(対前年度末比▲570億円)

・翌年度へ繰り越しが生じたこと等による復興特会の剰余金であり、前年度末に比べ570億円減少となりました。

(注) 復興特会の計算整理は復興大臣が行うことから、復興特会の剰余金は、復興庁において全額計上しています。

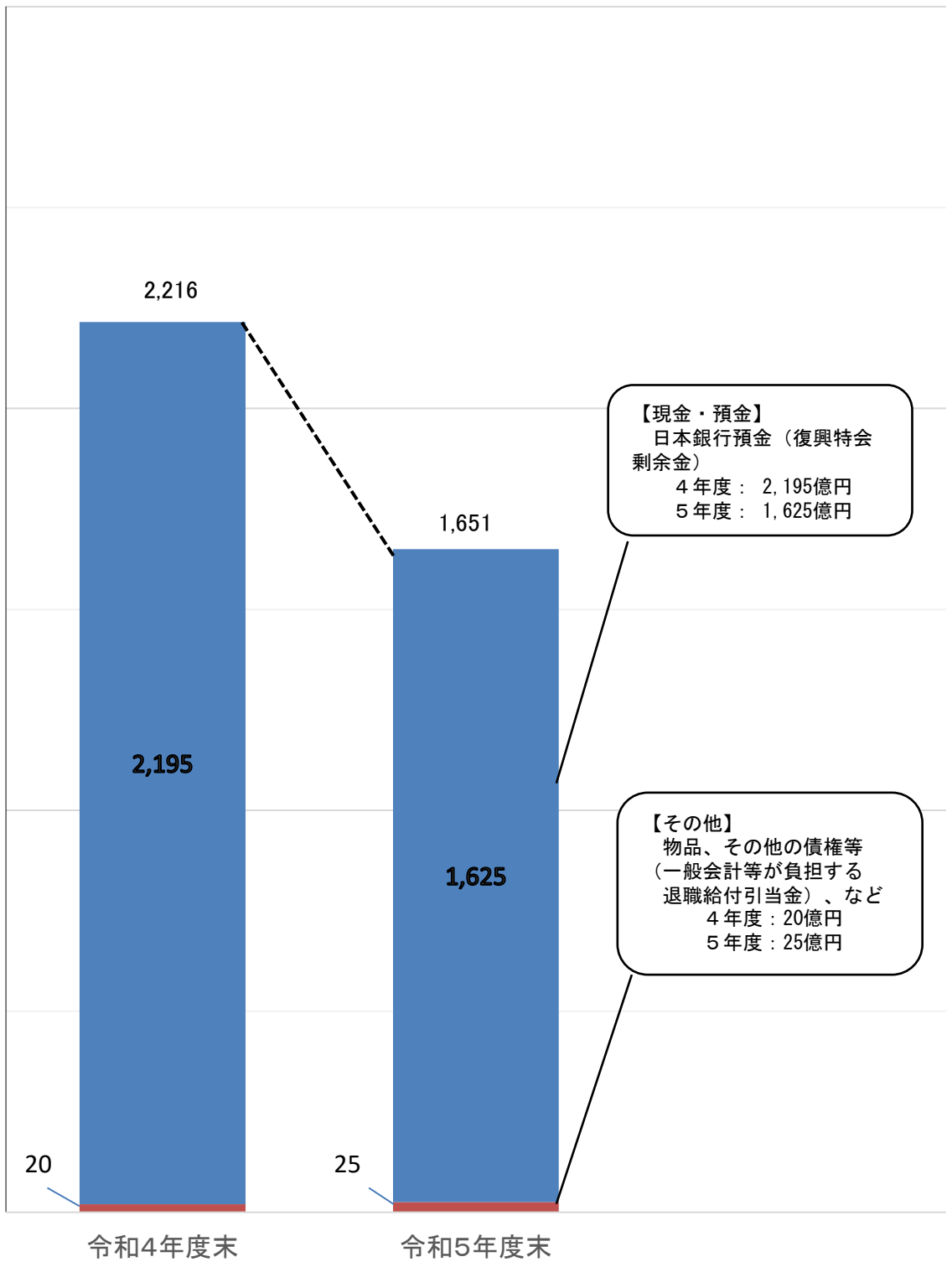
(億円)

3,000

2,000

1,000

0



■ 現金・預金 ■ その他

(2) 負債34億円(対前年度末比+7億円)

主な負債の内容

5年度末の負債合計額は34億円であり、「未払金」と「退職給付引当金」を合わせて全体の約9割を占めています。

(主な項目)

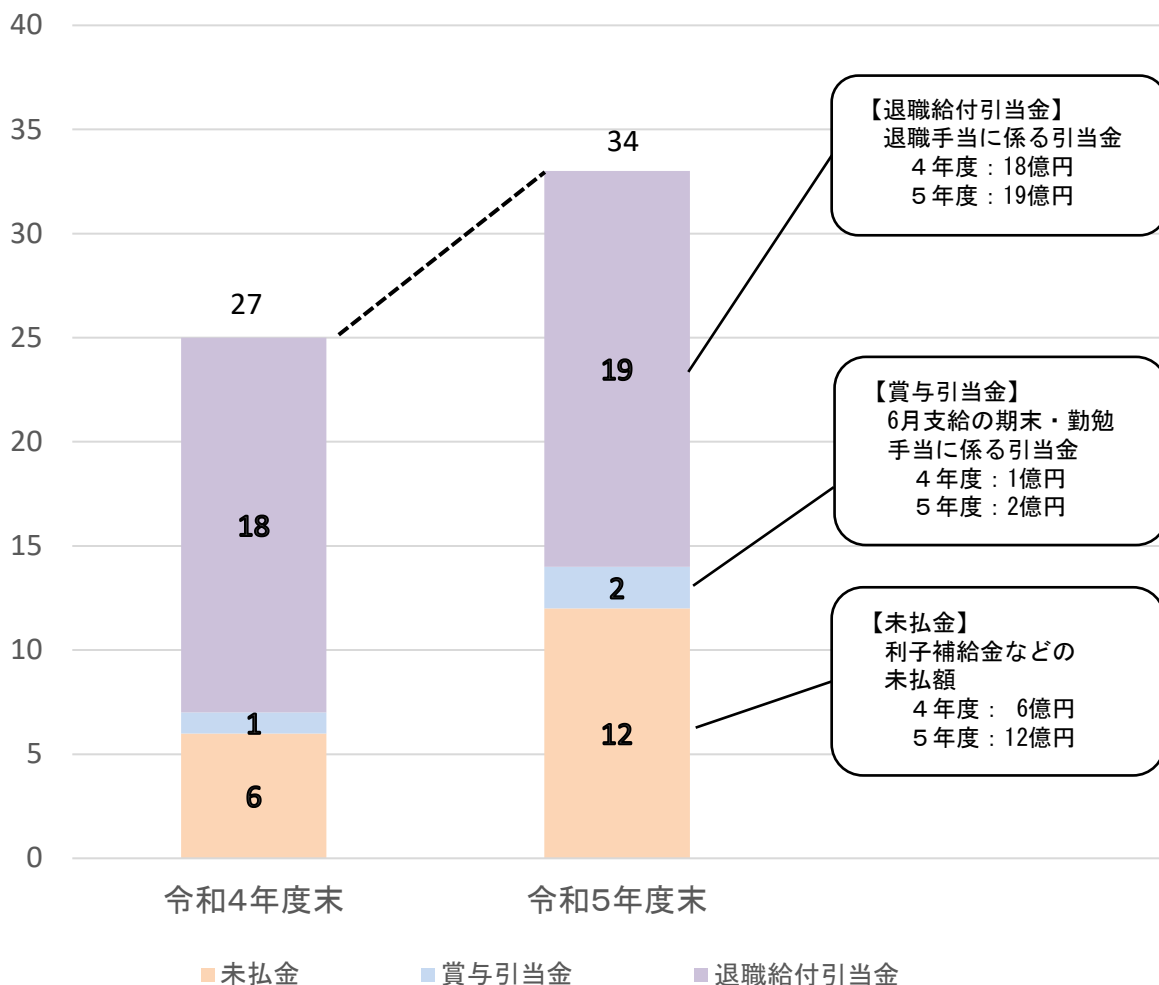
◆未払金 12億円(対前年度末比+6億円)

- ・福島国際研究教育機構において未払金が生じたことにより、前年度末に比べ6億円増加となりました。

◆退職給付引当金 19億円(対前年度末比+0億円)

- ・退職手当に係る引当金について、定員変動等により、前年度末に比べ0億円増加となりました。

(億円)



2. フローの状況(連結業務費用計算書)

(単位:億円)

	前年度末	5年度末
人件費等	23	30
補助金等	65	69
委託費等	54	56
庁費等	35	36
その他	1	9
合計	180	203

・費用 203億円(対前年度比+22億円)

主な業務費用の内容

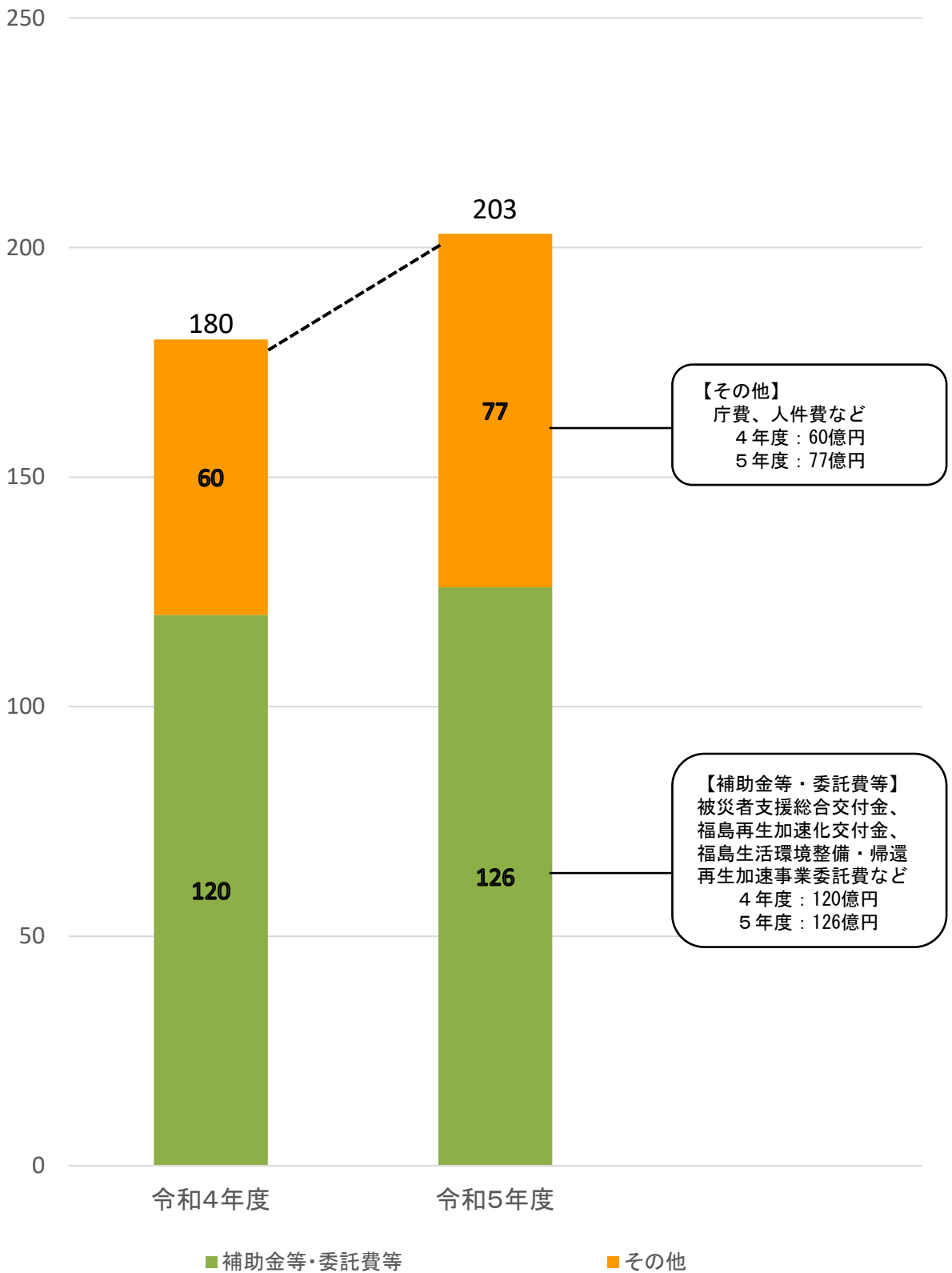
5年度の業務費用合計額は203億円であり、「補助金等」と「委託費等」を合わせて全体の約6割を占めています。

(主な項目)

◆補助金等・委託費等 126億円(対前年度比+5億円)

- ・復興庁における新産業創出等研究開発推進事業費補助金の新設による増やその相殺消去による減、福島国際研究教育機構における委託費用が生じたことによる増等により、前年度に比べ5億円増加となりました。

(億円)



連結対象法人の範囲と会計処理について

- 省庁別連結財務書類は、各省庁の業務と関連する事務・事業を行っている法人を連結対象としています。
- この各省庁との「業務関連性」により連結する独立行政法人などは、『各省庁が監督権限を有し、各省庁から財政支出を受けている法人』とし、監督権限の有無及び財政支出の有無によって業務関連性を判断することとしています。
- また、連結に際しては、本来であれば会計処理の基準を統一することが望ましいと考えられますが、事務負担などの観点から困難であるため、基本的には、独立行政法人などの既存の財務諸表を利用し、独立行政法人などに固有の会計処理について、連結に際して必要な修正を行った上で連結することとしています。

※令和5年度省庁別連結財務書類における連結対象法人は以下のとおりです。

福島国際研究教育機構